

# とちぎ福祉サービス第三者評価 推進機構ニュース

2015.11  
第43号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)  
TEL.028-622-7555 FAX.028-622-2316 ホームページ <http://www.tfhs.jp>



## 第三者評価受審料補助制度 申請について



平成27年10月末現在の申請状況は下記表のとおりです。

第三者評価は、概ね5ヶ月程度の期間を要します。下半期は受審の予定が重なり、各評価機関のスケジュール調整が困難となる場合もありますので、受審をご検討されている事業所におかれましては、早めに申請を行うことをおすすめします。申請には、評価機関からの見積書等が必要になります。評価機関については、当機構ホームページをご覧ください。(このニュースの最終ページにも評価機関一覧を掲載しています)

なお、申請手続きについては、栃木県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

種 別	件 数
高 齢	1 件
障 害	7 件

栃木県社会福祉協議会  
助成金情報



## 評価結果を公表しました

H 27. 9 .25~H 27. 10.31 (公表順)

※詳細はホームページ、または  
当推進機構事務局にて閲覧する  
ことができます。

<http://www.tfhs.jp>

社会福祉法人天野会  
東保育園

評価機関

NPO法人アスク



社会福祉法人天野会  
塩原保育園

評価機関

NPO法人アスク

# 準備が大変？

## ～現場の声から知る実際の第三者評価～

平成27年度  
福祉サービス第三者評価推進  
シンポジウムを開催しました



### ☆パネリスト

- ・特別養護老人ホームやすらぎの里・大田原
- ・壬生町就労支援施設むつみの森
- ・那須烏山市七合保育園
- ・一般社団法人栃木県社会福祉士会

- 伊藤 清幸 氏
- 鈴木 勤 氏
- 渡辺 喜代子 氏
- 小野 二千光 氏

### ☆コーディネーター

- ・とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構基準等部会委員 林 和美  
(国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科准教授)

○9月1日に、福祉サービス第三者評価推進シンポジウムを開催しました。第三者評価の受審を経験された3か所の事業所と、1評価機関からパネリストをお招きし、コーディネーターとともに、実際の第三者評価受審についてお話を伺いました。当日の内容から、第三者評価を受けるにあたっての準備、受審後の効果をまとめました。

### 第三者 評価とは

- ・決して優劣をつけるものではない。
- ・自らの課題に気づくためのもの。
- ・評価機関と事業所が、適切な意見交換をしながら、より質の高いサービスの提供者となることを目指すもの。

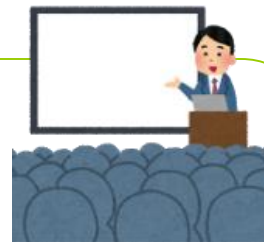
### 大変だった ことは？

- ・自己評価  
(理念から処遇まで多岐にわたる)
- ・書類の準備
- ・職員への理解促進

※根気強く職員に伝え、管理者の評価に対する姿勢を見せることが重要

### 受審後 の効果

- ・管理者と職員のコミュニケーションが取れるようになった。
- ・事業所の課題が明確になった。・組織力があがった。
- ・離職率が減る、入所家族の面会が増えるなど、良い影響が出た。
- ・職員全員で取り組むため、受審後の職員の意識が高まった。
- ・あたりまえと思っていたことにも高い評価をいただき、職員のモチベーションが上がった。
- ・現場の職員の声、利用者・保護者の声を聞くことができ、改善に活かすことができた。
- ・外部からの視点をいただくことは、とても大切。自分たちだけで動いているだけでは見えなかったことが見え、組織が変わったことが大きい。





## Q&A

### 監査との違いは？

- ・監査は、最低基準をみたしているかどうかというところで、書面の確認が多いが、第三者評価は、サービスの質の向上が目的であり、直接アンケートや面談等で、職員・利用者の声を聞くことができます。
- ・県の監査は義務で、第三者評価は任意です。  
(※社会的養護は義務)

### 調査は何人で行いますか？

- ・1件の評価に、2人以上（管理、専門部門双方含む）が一貫して調査を行います。

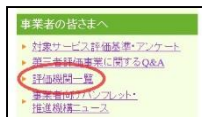
### 訪問調査は何日実施？

- ・1日～2日です。  
(事前に事業所と調整します)
- ・社会的養護関係施設の場合は標準1.5日です。

### 受審料はどうやって決めるの？

- ・事業所の規模、利用者数で決めることが一番大きいです。事業所によって、職種、サービスの違いもあり、それにより料金に差異が出ます。調査者の人数によっても変わります。

※基本料金は、  
推進機構ホームページ  
トップページから  
評価機関一覧をクリック



### 色々な立場の職員がいます。

- ・全職員が、理念や運営方針などを改めて理解するチャンスでもあります。
- ・職種、勤務形態にかかわらず、1人ひとりが自己評価に取り組むことで意識が変わり、利用者の支援をあらためて考えるきっかけになります。

### 個人情報が出てしまうのでは？

第三者評価では、アンケート、ヒアリングが行われることが特徴です。アンケートは匿名で、記入者に封をいただいた状態で評価機関に回収されるなど、各個人の回答結果を、当該評価機関以外の者が見ることのない方法を採用することとなっております。また、ヒアリングでは、対象者の発言内容について、発言者が特定されることのないようにするとともに、その旨を対象者に伝え、自由に発言してもらえようように配慮します。

第三者評価は、大変なこともあります。法人、事業所の全職員で取り組むことで、組織が変わり、サービスの質、職員も変わり、利用者・ご家族の方にとっても良い効果をもたらします。事業所の改善の仕組みとして活用していただければと思います。



### アンケート結果から見たこと

○「受審にあたって最も苦慮すると思われる点は？」という質問を毎年実施しています。

例年は、「受審費用」、「書類等の作成整備」に多数意見が集まっていた。今年は、「職員への説明・理解」、「書類等の作成整備」にほぼ同数の意見が集まりました。今回のテーマに沿ったパネリストの方々のお話を聞いてこそその感想であると思います。

○ご意見・ご要望の欄からいくつかご紹介いたします。

・サービスの質の向上とともに、もっと広く、一般の方々、行政の方々、求職者に理解されると、様々なメリットがあるのでは。

・より多くの事業所が受審、評価結果の公開を行うことで、共有できる評価、改善点が見え、県全体の事業所のレベル向上になるのではないかと。

★この他にも、多数貴重なご意見をいただきました。周知の面など、多くの課題が見えました。お忙しいなか、お時間をいただきありがとうございました。

## 平成27年度認証部会において、 8つの評価機関が認証されました。

県内では、7か所の評価機関が評価調査活動を行ってまいりましたが、認証部会にて新たに1か所の評価機関が認証され、下記一覧表の通り、8評価機関となりました。よろしくお願いいたします。

### <新規認証> と評機15-01 特定非営利活動法人 ライフサポート樂樂



☆私たちは評価サービスを通して地域の福祉力を高め、サービスの質的担保の向上により、地域の福祉資源が地域福祉の推進に寄与することをサポートします。  
よろしくお願いいたします。

◎当評価機関は、福祉サービス第三者評価事業の他に地域福祉教室を開催しています。

〔 介護職員/障害者ヘルパー/ガイドヘルパー/同行援護従事者/  
福祉用具専門相談員/介護福祉士、ケアマネジャー受験対策等 〕

また、平成24年度からは全国社会的養護関係施設の第三者評価を山梨県、千葉県、茨城県、栃木県と実施してきました。

受審済みステッカー

第三者評価を受審した  
事業所のみなさまに  
送付しております。



2015

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構認証評価機関による  
第三者評価実施済証

認証番号	評価機関名	住所	電話番号
と評機05-01	特定非営利活動法人 International Social Service Culture Center	〒329-2213 塩谷町大字熊ノ木1099-1	0287-45-0068
と評機05-02	株式会社 アールピーアイ栃木	〒320-0851 宇都宮市鶴田町1333-1	028-647-3166
と評機05-03	特定非営利活動法人 アスク	〒325-0074 那須塩原市松浦町118-189	0287-62-4310
と評機06-03	株式会社 大高商事	〒320-0075 宇都宮市宝木本町1474-5	028-665-1911
と評機08-01	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ (ナルク栃木福祉調査センター)	〒321-0162 宇都宮市大和2-12-27小牧ビル3F	028-659-8498
と評機08-02	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ	028-600-1725
と評機12-01	社会福祉法人 蓬愛会	〒321-3303 芳賀郡芳賀町稲毛田1887-4	028-677-2811
と評機15-01	特定非営利活動法人ライフサポート樂樂	〒289-2516 千葉県旭市口1004-17	0479-63-5036

推進機構ニュース第43号 平成27年11月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 (社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内)

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail : [info@tfhs.jp](mailto:info@tfhs.jp) ★ホームページ : <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せ下さい■